

「みんなで取り組む健康長寿県やまがた推進条例（仮称）」素案の概要 （パブリックコメント用）

（1）目的について

この条例は、県民の総参加で生活習慣病の発症予防及び重症化予防に取り組むことで、県民一人一人が、家庭や働く場などあらゆる生活の場において、若い時から生涯にわたって、健やかで心豊かに暮らすことができる地域社会（「健康長寿県やまがた」という。）の実現を図ることを目的とするものです。

（2）基本理念について

県民の健康づくりの推進に当たって、

- ① 県民一人一人が健康づくり※1についての関心及び必要な知識を持ち、自らの心身の状態に応じた健康づくりに生涯にわたって主体的に取り組むこと。
- ② 県民、事業者、健康づくり関係者※2、市町村、国、県が相互に連携協力することにより、県民の健康づくりを促進するための社会環境の整備に取り組むこと。

※1 健康づくり

疾病又は障がいの有無にかかわらず、健やかで心豊かに生活するため、食習慣、運動習慣、飲酒、喫煙、休養、歯及び口腔の健康の保持の習慣等の生活習慣を改善すること等により、自らの健康を管理することをいいます。

※2 健康づくり関係者

- ・医療機関
- ・教育機関
- ・保健医療関係の職能団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等）
- ・保健医療に関する専門職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等）
- ・健康づくりに取り組む地域団体その他県民の健康づくりに関する活動を継続的に行う者（ボランティア団体、町内会、NPO法人等）
- ・食関連産業（飲食店、飲食料点小売業、食料品製造業等）、運動関連産業（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ施設提供業等）等

（3）責務、役割について

① 県民の役割

- ・健康づくりに関する正しい知識の習得に努めるものとします。
- ・健康診査、がん検診、歯科健診その他の方法で適宜自己の健康状態を把握しながら、継続して自らの心身の状態に応じた健康づくりに取り組むよう努めるものとします。

- ・県や市町村が実施する県民の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

② 事業者の役割

- ・従業員の健康が経営の基盤となることを認識し、組織をあげて積極的に従業員の健康増進に取り組むよう努めるものとします（いわゆる「健康経営[®]」）

※健康経営[®]（特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標）

経営者が従業員の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること。

政府は、健康経営等を通じ、企業等による国民の健康・予防に向けた取組みの強化を進めている。

- ・県や市町村が実施する県民の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

③ 健康づくり関係者の役割

- ・県民の健康づくりに資する的確な情報及び機会の提供に努めるものとします。
- ・県や市町村が実施する県民の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

④ 市町村等との連携

- ・県は、県民の健康づくりの推進に当たっては、市町村、国と連携し、及び協力して取り組むものとします。

⑤ 県の責務

- ・県は、県民の健康づくりの推進に関する施策を策定し、実施する責務を有します。

（４）基本的施策について

I 生活習慣及び社会環境の改善

① 生活習慣病の予防と早期発見・早期治療

県は、県民の生活習慣病の予防、早期の発見、早期の治療が図られるよう、県民が健康診査、治療等を受けやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとします。

② 食習慣の改善

県は、県民の食習慣の改善を促進するため、本県の食材を活用し、栄養バランスの取れた食事の普及その他の必要な施策を講ずるものとします。

③ 運動その他の身体活動の促進

県は、県民の運動その他の身体活動を促進するため、本県の自然環境を活用した運動の普及その他の必要な施策を講ずるものとします。

④ 飲酒及び喫煙の健康への影響の周知

県は、飲酒及び喫煙が健康に与える影響についての県民の理解を深めるため、生活習慣病の発症の危険性を高める程の飲酒及び喫煙が健康に与える影響についての広報その他の必要な施策を講ずるものとしします。

⑤ 休養による心身の健康の保持

県は、県民が適切な休養を取ることにより心身の健康を保持することができるよう、本県の自然環境を活用した休養の普及その他の必要な施策を講ずるものとしします。

II 施策の推進

県は、県民の健康づくりの推進に関する施策を推進するため、次に掲げる事項に取り組むものとしします。

- ① 人材育成
- ② 調査の実施
- ③ 優良事例の顕彰
- ④ 推進体制の整備
- ⑤ 財政上の措置

(5) 「健康長寿県やまがた推進基金（仮称）」の設置について

① 基金の設置

県は、県民の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、「健康長寿県やまがた推進基金（仮称）」を設置します。

② 基金の積立額

基金として積み立てる額は、予算で定める額としします。

③ その他基金の管理について（基金の管理方法、運用益金の処理、繰替え運用、処分、委任）

その他基金の管理方法、手続き的な事項について、通常の基金と同様に定めます。

※本基金は、寄付を主たる財源として想定しています。